

「気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム」の概要

気がかりな妊婦・親子に対して切れ目のない支援を行うことを目的に、医療機関・市町・児童相談所などの関係機関が、気がかりなケースを適切に把握し、情報を共有し、連携して支援するためのしくみ（連絡票による連携手順）を取り決めたものです。

- 適用地域 福井県全域
- 運用開始時期 平成29年7月1日
- 参加機関 県内産婦人科標榜医療機関、助産所、市町母子保健・児童福祉担当課、児童相談所、県健康福祉センター（保健所）
- 連携システムの流れ
 - ＜把握機関＞ 気がかりなケースを把握（未婚、身体疾患、育児不安など）
→ ケースに応じ支援機関に情報提供
 - ＜支援機関＞ 支援を実施
（養育環境の確認・調整、育児不安の傾聴・相談など）
→ 支援内容を把握機関に情報提供

システムのイメージ図

